

○石川県警察会計年度任用職員の任用及び服務に関する訓令

〔令和 2 年 3 月 2 7 日〕
石川県警察本部訓令第10号

改正 令和 3 年 4 月 30 日警察本部訓令第12号

令和 4 年 2 月 1 日警察本部訓令第 1 号

令和 4 年 9 月 30 日警察本部訓令第18号

石川県警察会計年度任用職員の任用及び服務に関する訓令を次のように定める。

石川県警察会計年度任用職員の任用及び服務に関する訓令

(目的)

第 1 条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇等に関する基準並びに任用手続及び服務等に関する基準を定め、管理の適正を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 常勤的非常勤職員

月の勤務日数が、3月にあつては17日、その他の月にあつては18日で、1日の勤務時間が7時間45分の者

(2) 短時間非常勤職員

ア 勤務形態が次のうちいずれかである者

(ア) 週の勤務日数が5日で、1日の勤務時間が5時間50分

(イ) 週の勤務日数が4日で、1日の勤務時間が7時間15分

イ 1週間当たりの勤務時間が29時間未満の者

(3) フルタイム会計年度任用職員

1週間当たりの勤務時間が常勤職員の1週間当たりの勤務時間と同一の時間の者

(任用の方法等)

第 3 条 会計年度任用職員は、次の各号のいずれにも該当しない者に限り、任用することができる。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 法第16条各号に掲げる事由に該当する者

(3) 会計年度任用職員として必要な適格性を欠くと認められる者

- 2 会計年度任用職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから、選考により警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する。
- 3 選考は、公募によることとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。
 - (1) 任用しようとする年度の前年度に設置されていた職にあった者を当該職と同一と認められる職に任用しようとする場合において、前年度におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができると本部長が認める場合
 - (2) 職務の性質から、公募により難いと本部長が認める場合
- 5 前項第1号の規定による公募によらない任用（以下「公募によらない再度の任用」という。）は、同号の規定による能力の実証の結果が良好である者に限り認めるものとする。

（任期）

第4条 会計年度任用職員の任用期間は1年以内とする。ただし、その終期は当該年度を超えることができない。

- 2 公募によらない再度の任用の場合であっても、全任用期間（当初の任用期間から引き続く再度の任用期間を通算した全任用期間をいう。）は、短時間非常勤職員については1年、常勤的非常勤職員については3年を限度とする。

（任用手続）

第5条 会計年度任用職員は、石川県警察本部の課長、所長、隊長、警察学校長及び警察署長（以下「所属長」という。）の上申に基づき、本部長が任命するものとする。

- 2 所属長は、会計年度任用職員を任用するに当たっては、辞令（別記様式第1号）及び勤務条件通知書を本人に交付しなければならない。
- 3 所属長は、会計年度任用職員として任用された職員が宣誓書（別記様式第2号）に署名してからでなければ、当該職員にその職務を行わせてはならない。

（任用期間終了の予告）

第6条 所属長は、会計年度任用職員の公募によらない再度の任用が第4条第2項に規定する限度に達するときは、再度の任用を行わない旨を会計年度任用職員に予告しなければならない。

（退職手続）

第7条 会計年度任用職員が退職するときは、期間満了による退職の場合を除き、所属長は本人に辞令を交付しなければならない。

なお、辞令の様式については、石川県警察の処務に関する訓令（昭和47年石川

県警察本部訓令第3号)第36条の規定を準用する。

(勤務時間)

第8条 会計年度任用職員の勤務時間は、別表1のとおりとする。

2 所属長は、業務の運営上特に必要があると認めるときは、別表1と異なる勤務時間の割り振りを行うことができるものとする。ただし、その運用に当たっては、真に必要な時間帯を設定し、効果的、効率的な運用に努めるとともに、会計年度任用職員の健康及び福祉に十分配慮して行うこと。

(出勤簿)

第9条 会計年度任用職員が出勤したときは、出勤簿(別記様式第3号)に出勤登録を行うものとする。

(勤務時間管理)

第10条 週休日の振替等、時間外勤務代休時間、休日の代休日等については、石川県警察職員の勤務時間等及び勤務時間管理に関する訓令(平成4年石川県警察本部訓令第16号)の規定を準用する。

(休暇)

第11条 会計年度任用職員の休暇は、別表2に定めるとおりとする。

(報酬等及び費用弁償)

第12条 会計年度任用職員に支給する報酬等及び費用弁償については、石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例(令和元年石川県条例第13号)及び石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則(令和2年石川県人事委員会規則第2号)に定めるとおりとし、本部長が任命権者として定める事項その他の報酬等の支給に関し必要な事項については、次の各項に定めるところによるものとする。

2 会計年度任用職員の報酬の基本額の決定に当たり、本部長が任命権者として定める職務の級及び号給は、月額で報酬を定める会計年度任用職員(以下「月額報酬職員」という。)については別表3、日額で報酬を定める会計年度任用職員(以下「日額報酬職員」という。)については別表4に掲げる職種の区分及び当該職種に対応する給料表の種別に応じて、同表の職務の級欄に定める職務の級及び号給欄に定める号給の範囲内で一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年石川県条例第30号。以下「給与条例」という。)が適用される職員の例により経験年数等を調整した号給とする。

3 時間外勤務手当に相当する報酬の算定について、本部長が任命権者として定めるものは、労働基準法(昭和22年法律第49号)第38条の規定により労働時間を通算した場合の、当該労働時間に係る時間外勤務手当に相当する報酬の算定とし、

当該報酬の算定に当たっては、労働基準法による取扱いの例によるものとする。

- 4 勤務1時間当たりの報酬等の額の算出について、本部長が任命権者として定める数は、別表5に掲げる当該月額報酬職員の1月当たりの勤務日数に応じて、同表の本部長が任命権者として定める数とする。

(服務)

第13条 会計年度任用職員の服務については、石川県警察の処務に関する訓令（昭和47年石川県警察本部訓令第3号）第12条、第13条、第15条から第17条まで、第33条、第36条、第48条、第53条から第55条まで、第57条、第62条第3項及び同条第4項並びに石川県警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令（平成12年警察本部訓令第4号）第4条から第12条まで、第15条及び第16条第1項の規定を準用する。

(福利厚生)

第14条 会計年度任用職員は、勤務形態に応じて、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険に加入するものとする。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1の各号に該当しない所属にあつては、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年石川県条例第43号）の適用を受け、労働者災害補償保険法に基づく保険には加入しないものとする。

(その他)

第15条 その他、会計年度任用職員の任用及び服務等について必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 石川県警察嘱託職員の任用及び服務に関する訓令（昭和51年石川県警察本部訓令第12号）は、廃止する。

附 則（令和3年4月30日警察本部訓令第12号）

この訓令は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和4年2月1日警察本部訓令第1号）

この訓令は、令和4年2月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日警察本部訓令第18号）

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

別表 別記様式 (略)